



## 政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	232
支出年月日	令和 3 年 11 月 29 日
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費    研修費 <u>広報費</u> 広聴費    要請・陳情活動費
	会議費    資料作成費    資料購入費    人件費    事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
	
充当内容 (按分の計算方法)	市政報告テキスト代 $¥8000 \times 0.85 \text{ (按分)} = ¥6800$
その他	川上

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

## 政務活動費業務委託契約書

委託者「(会派又は議員) 川上朝榮」(以下「甲」という)、受託者「

1 委託業務の名称

市政報告 デザイン

2 業務場所

芦屋市内

3 委託期間

2022年 11月

4 委託料

8000 円

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(適用税率10%)〕  
円

5 委託料の支払方法

現金払

6 その他

上記以外について、委託者と受託者は次の条項により、信義に従って誠実に委託契約を履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

2022年 11月 29日


甲 住所名

芦屋市 

氏名

川上 朝榮

乙 住所名

兵庫県芦屋市 

氏名 

(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内に、第2条に記載する業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

(委託業務内容)

第2条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 市政報告システム
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

(再委託の制限)

第3条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

(権利義務の譲渡)

第4条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、本業務について、個人情報保護法、芦屋市個人情報保護条例及び関係法令等の規定を順守の上取り扱わなければならない。

(解除)

第7条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第8条 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

(不可抗力免責)

第10条 天災地変、法令の改廃その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行不能、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

### 学校の新型コロナ対策 加湿器の早期設置を

空気が乾燥する冬場のコロナ感染予防に、加湿器が有効とされています。乾燥時には会話時に飛ぶ飛沫の水分が急速に失われ、粒が微小化し、空気中に長期間浮遊する「エアロゾル」となることが分かっています。学校でのコロナ対策として市はこれまで消毒液や非接触性体温計、衛生用品の購入に注力してきましたが、国予算の活用による一歩踏み込んだ対策を要望しました。



**質問** 加湿器購入費用は国の補助金対象となるのか。教室に設置は可能か。

**【市の回答】** 補助金の対象となる。電力容量についても問題なく、教室での設置は可能。

### 川上の意見

保護者の間からは、コロナ前から加湿器設置を望む声が上がっていました。今冬の新型コロナ第6波が懸念されるなか、感染対策として有効性が証明されています。より充実した教育環境の実現に向けても、国予算の賢明な活用を念頭にいたれ取り組んでほしいと思います。

### オンライン授業の進捗状況は?

【市の回答】 家庭との学校の接続テストは確認済み。対面授業とオンライン授業の選択制は実施に至っていないが、ウェブ会議システムの効果的活用を進めている。



### 無電柱化計画の今、費用増大 「推進にブレーキ」も

11月は「無電柱化の日」(「1」を並ぶ電柱に見立て、それを「0」にするという意味で11月10日)として設定されています。芦屋市は全国で最も無電柱化が進んでいる自治体で、市道全体の総延長222.15キロメートルのうち、来年度末までに無電柱化が決まっている道路が34キロと、無電柱化率は約15%に上っています。現在も鳴尾御影以南の芦屋川左右岸で工事が進んでおり、良好な景観と災害時のアクセス向上などが見込まれています。しかし今後の推進にはブレーキがかかるようになっています。



芦屋川風景

全国に先駆けて計画実施  
芦屋市が全国に先駆けて取り組んできた無電柱化の推移を振り返ります。

- ～芦屋市の無電柱化の歴史～
- 昭和初期：六龍荘町で電線地中化開始(日本の住宅地として初)
- 平成9年：南芦屋浜地区で県・市などが電線地中化協定締結
- 平成22年：山手幹線で電線地中化完了
- 平成28年：無電柱化の推進に関する法律が制定
- 平成30年：市無電柱化推進条例制定(全国4番目)
- さくら参道、芦屋川沿いなどで工事を実施。現在に至る。

無電柱化の推進は多くのメリットがあります。地震・台風などの災害では強風や倒木で電柱が倒れることにより道路が塞がり、緊急車両の通行が遮断されライフラインも遮断されることがあります。そのため交通が麻痺し、大渋滞により救助・復旧活動が遅れてしまうのです。また電柱がなくなると歩道を広く使えることから、車いすやベビーカー、高齢者の円滑な通行が可能となり、バリアフリー社会に貢献できます。また、張り巡らされた電線が道路の下に埋設されることで、スッキリとした、空の大きく見える美しい街並みになります。景観重視の姿勢を打ち出す芦屋市にとって、この点は非常に重要なポイントです。一方、無電柱化がなかなか進まない理由の一つが莫大な費用です。地中化するには1キロメートルあたり5億3000万円、その費用がかり、今年度は1億2億4000万円、算が投じられています。

「慎重な推進」求める声も  
芦屋市の無電柱化計画に関して、市議会でもたびたび取り上げられ、議会議決は慎重な計画推進を求める声も相次いでいました。市では公共施設の老朽化に伴い、維持修繕コストが大きな負担となっているから、市全体の重要施策の中でも無電柱化計画の優先順位が必ずしも高くないと捉えられている面もあります。市制も「強くブレーキを踏む」とまで言及しているハードルは高くなっているのが現状です。芦屋市では「ふるさと納税」のメニューとして「無電柱化の推進」(目標金額：年間500万円)を目指した寄付を募っています。計画推進の現状を正しく知らせてうえで寄付を募ることが重要ですが現状では説明不足が否めません。寄付者や市民に対して計画の進捗についてより詳細な説明を求めていきたいと思えます。

### 議合フラッシュ

#### ①個別外部監査制度を導入

適正な事務実行の監査に向け、これまででは議員と弁護士らによる監査が行われてきました。一方で高度な専門性と透明性を担保することが必要との声に応じて、公認会計士など外部の専門家などと個別に契約し、監査を行う新たな監査制度が導入されることになりました。昨年から有志議員とともに勉強会を開催して参りました。

#### ②がん患者のアビランスサポート事業

薬物療法や放射線治療、手術などががん治療による外見(アビランス)の変化を軽減し、ストレスなく療養生活を送ることができるよう医療用ウィッグなどの購入費用を助成するもの。ウィッグや人工乳房は上限助成額5万円。

#### ③あいさいこども園(旧朝日ヶ丘幼稚園跡)の開園時期変更

地中から大量の岩石が見つかり、工事が遅延。こども園の開園が来年4月から6月に変更となります。問い合わせは子育て推進課：Tel0797-38-2128)

### 川上コラム

「ハンセン病差別的発言」事実伏せたまま「再発防止?」深まる疑念

新聞各紙に取り上げられた市議員による差別的発言。具体的には、人権団体から市役所展示スペースで人権問題に関する企画を展示したいとの相談が市役所にあり、ハンセン病が話題にのぼった際に議員が「顔のパネルが並ぶと市民の方がびっくりされる話があるのではダメですね」と話したという。人権団体側は「びっくりされる」ではなく「ショックを受け、気持ち悪くなる」だったと主張。この問題はハンセン病患者の隔離政策に対する反省を踏まえ、有識者会議を設ける政府も把握。悪しき事例として芦屋市が刻まれないことにもなりかねない。

### 地方議会のオンライン化検討を

新型コロナウイルス感染症対策を契機に、一気に普及したオンライン会議。自宅から参加が可能となるため、災害時などの緊急時における議事録維持や育児・出産休暇中の議員が議事に参加するために有力な手段でぜひ市議会でも導入すべきとの声も上がる。もちろん先進事例の研究もつづけているが、実はかなりハードルが高い。地方自治法では、地方議会の本会議については半数以上の出席が必要とされている。

### 川上あさえ 新聞 Vol.8

2021年秋号



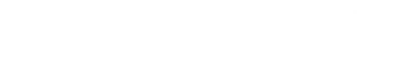
### 芦屋市議会議員 元産経新聞記者

第3回定例会の報告  
令和2年度各会計決算や新型コロナウイルス感染症対策の一環として個人事業者向け支援策、市総合計画などが審査され、可決されました。ここでは一般質問の内容について記します。  
■一般質問とは、定例会において、議員が市の施策の状況や方針などについて、報告、説明を求める質問。議会運営上、原則として主な内容をあらかじめ通告することになっています。

**防災用トイレ拡充へ、衛生対策は急務!**  
災害時の避難生活の質に直接的に影響を及ぼすのがトイレです。阪神淡路大震災の時には、目安とされる「避難者100人に1トイレ」が芦屋市内の避難所にいきました。約2週間を要しました。東日本大震災の際、私は取材班の1人として、岩手、福島、茨城県入りしました。避難所にあるトイレの衛生状況は劣悪でした。国によると、南海トラフ地震に9つクラスの地震が30年以内、70〜80%の確立で発生するとされ、避難所生活も同様とされる方は相当数上るとみられます。

**災害時におけるトイレの確保状況は**  
【市の回答】 排水管を利用したマンホールトイレを市内12カ所に整備し、組み立て式トイレを順次整備しており、発生から2〜3日は対応可能。それでも対応が難しい場合は、災害難所にあるトイレの衛生状況を劣悪とした。簡易トイレ用ポリ袋は7万個を準備しているが、不足が予測されるため、さらなる備蓄に努める。備蓄については、改訂する防災ガイドブックにも掲載、SNSでも発信する。

**川上の意見**  
市内公園や学校には井戸が設置されており、これを活用すれば、断水時でも衛生的な水洗トイレが設置できる。すでに実用化している自治体もあります。衛生的な街並みを誇る芦屋市だけに、ぜひ検討課題としてほしいものです。



災害用に活用可能な前田公園の井戸

232-4  
1973年12月生まれ、47歳。妻と娘2人の4人家族。岡山白陵高校を経て学習院大学経済学部にてマクロ経済、マーケティング論などを学ぶ。大学卒業後、産経新聞社に記者として入社。内閣府や東京証券取引所キャップ等を歴め、政治経済の現場を取材。著書に「関西経済大研究」「連人の世界」(産経新聞出版、共著)。趣味はテニス、スキー、高校野球鑑賞。資格：社会福祉主事、介護職員初任者  
自民党芦屋市議員  
〒659-8501 芦屋市精道町7-6 芦屋市議会  
TEL:050-3395-5027 FAX:050-3457-4872  
E-mail:kawakami-asae@gmail.com  
ホームページ:https://kawakami-asae.com



政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	233
支出年月日	令和 3 年 11 月 30 日
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
<div style="text-align: right; margin-top: 100px;">                 別紙添付             </div>	
充当内容 (按分の計算方法)	市政報告 印刷代 $¥94,920 \times 0.85 (\text{按分}) = ¥80,682$
その他	川上

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

# 領収書

2021年11月30日

川上朝栄 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。  
 下記の金額正に領収いたしました。  
 何卒よろしくお願ひ申し上げます。

株式会社プリントパッ  
 〒617-0003  
 京都府向日市森本町野  
 TEL 0120-977-920  
 FAX 075-935-6890

お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 94,920円 (税込)

納品期日 7営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
	品名：市政報告 秋冬号 A4 / 両面4色 / コート90 / 45,000部×1種類 加工1：二つ折り 加工2：	1	94,920	94,920
合 計				94,920

## 特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、  
 印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。  
 ※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

233-2



### 学校の新型コロナ対策 加温器の早期設置を

空気が乾燥する冬場のコロナ感染予防に、加温器が有効とされています。乾燥時には加湿器に飛沫の水分が急速に失われ、粒が微小化し、空気中に長時間浮遊する「エアロゾル」となることが分かっています。学校のコロナ対策として市はこれまで消毒液や非接触式体温計、衛生用品の購入に注力してきましたが、国予算の活用による一歩踏み込んだ対策を要望しました。



【市の回答】  
補助金の対象となるのか。教室に設置は可能か。

【市の回答】  
補助金の対象となる。電力容量についても問題なく、教室での設置は可能。

### 川上の意見

保護者の間からは、コロナ以前から加温器設置を望む声が上がっていました。今冬の新型コロナ第6波が懸念されるなか、感染症対策としても有効性が証明されています。より充実した教育環境の実現に向けても、国予算の賢明な活用を念頭に取って取り組んでもらいたいと思います。

### 質問 オンライン授業の 進捗状況は?

【市の回答】  
家庭との学校の接続テストは確認済み。対面授業とオンライン授業の選択制は実施に至っていないが、ウェブ会議システムの効果的活用を進めている。



### 無電柱化計画の今、費用増大 「推進にブレーキ」も

11月は「無電柱化の日」(「1」を並ぶ電柱に見立て、それを「0」にするという意味で11月10日)として設定されています。芦屋市は全国で最も無電柱化が進んでいる自治体で、市道全体の総延長222.15キロメートルのうち、来年度末までに無電柱化が決まっている道路が34キロメートル、無電柱率は約15%に上っています。現在も鳴尾御影線以南の芦屋川左右岸で工事が進んでおり、良好な景観と災害時のアクセス向上などが見込まれています。しかし今後の推進には「ブレーキ」がかかろうとしています。

### 全国に先駆けて計画実施

芦屋市が全国に先駆けて取り組んできた無電柱化の推移を振り返ります。

#### ～芦屋市の無電柱化の歴史～

- 昭和初期：六軒荘町で電線地中化開始(日本の住宅地として初)
  - 平成9年：南芦屋浜地区で県、市などが電線地中化協定締結
  - 平成22年：山手幹線で電線地中化完了
  - 平成28年：無電柱化の推進に関する法律が制定
  - 平成30年：市無電柱化推進条例制定(全国4番目)
- さくら参道、芦屋川沿いなどで工事を実施。現在に至る。



芦屋川風景

### 議会議案

#### ①個別外部監査制度を導入

適正な事務実行の監査に向け、これまでは議員と弁護士らによる監査が行われてきました。一方で高度な専門性と透明性を担保することが必要との声に応じて、公認会計士など外部の専門家などに個別に契約し、監査を行う新たな監査制度が導入されることとなります。昨年からの有志議員とともに勉強会を開催して参りました。

#### ③あいさいこども園(旧朝日ヶ丘幼稚園)の開園時期変更

地中から大量の岩石が見つかり、工事が遅延。こども園の開園が来年4月から8月に変更となります。問い合わせは市子育て推進課 TEL:0797・38・2128

### 無電柱化の メリットデメリット

無電柱化の推進は多くのメリットがあります。地震・台風などの災害では強風や倒木で電柱が倒れることにより道路が塞がったり、緊急車両の通行が遮断されライフラインも遮断されることがあります。そのため交通の麻痺し、大渋滞により救助・復旧活動が遅れてしまうのです。また電柱がなくとも歩道を広く使えることから、車いすやベビーカー、高齢者の円滑な通行が可能となり、バリアフリー社会に貢献できます。また、張り巡らされた電線が道路の下に埋設されるので、スッキリとした、空の大きく見える美しい街並みになります。景観重視の姿勢を打ち出す芦屋市にとっては、この点は非常に重要なポイントです。

一方、無電柱化がなかなか進まない理由の一つが莫大な費用です。地中化するには1キロメートルあたり5億3000万円の費用がかかります。今年度、では2億4000万円算が投じられています。

### 「慎重な推進」求める声も

芦屋市の無電柱化計画に関しては、市議会でもたびたび取り上げられ、議会側からは慎重な計画推進を求める声が多く聞かれました。市内では公共施設の老朽化に伴う、維持修復コストが大きな負担となっていることから、市全体の重要施策の中でも無電柱化計画の優先順位が必ずしも高くないと捉えられている面もあります。市側も「強くブレーキを踏む」とまで言及していることから、さらなる延長に向けたハードルは高くなっているのが現状です。

芦屋市では「ふるさと納税」のメニューとして「無電柱化の推進」(目標金額:年間500万円)を目標とした寄付を募っています。計画推進の現状を正しく知らせようという寄付を募ることが重要ですが、現状では説明不足が否めません。寄付者や市民の思いにこたえる意味でも、市に対して計画の進捗について、より詳細な説明を求めています。

### 川上コラム

「ハンセン病差別の発言」事実伏せたまま「再発防止」? 深まる疑念

新聞各紙に取り上げられた市議員による差別的発言。具体的には、人権団体から市役所展示スペースで人権問題に関する企画展をした際の市長の発言が市役所にあり、ハンセン病が話題になった際に議員が「病気のパンダ」などと市民の方がびっくりする発言をしたという。人権団体は「ショックを受けて気持ち悪くなる。どうしたと主張。この問題はハンセン病患者の隔離政策に対する反省を踏まえ、有識者会議を設ける政府も把握。懸念事例として芦屋市が列挙されることにもなりかねない。伊藤市長は「大変不適切だった」と謝罪したものの差別的発言の事実を伏せていた。その後、新聞記者が報道したことで、明るみに再び事実を伏せておらず、再発防止を願う」と主張する市の姿勢には理解が浅い。

### 地方議会の オンライン化検討を

新型コロナウイルス感染症対策を契機に、一気に普及したオンライン会議。自市から参加が可能となるため、災害時などの緊急時における議決維持や育児・出産休暇中の議員が議会に参加するためにも有力な手段と見られる。地方自治法では、地方議会の地方自治法では、地方議会の本会議については「半数以上の出席」が必須と定められており、議員が欠席していることが前提となつていないから、委員会のオンライン開催は条例改正により可能だが、最終的な意思決定の場である本会議においては法の壁が厚く立ちちはたつている。議員の本人確認や「会議中の着席表明」において、支障なくオンライン会議が進むのかという点が大きな課題とされている。

コロナ禍の議会では、密を避けるために、質疑の短縮化や議案承認を得ずに市長による専決処分を行うケースも増えた。これは議会の存在意義を問われる事態にもなりかねない。国会では憲法に議員出席を求める条項があるが、国に先んじて地方議会でのオンライン会議導入を働き掛けたい。芦屋市議会でも執行錯誤を重ねながらも、円滑な会議運営に努める方針だ。実現できれば、議会の活性化につながり市民生活向上にも寄与できるはずと期待している。

■ (本名/川上朝栄) プロフィール

1973年12月生まれ、47歳。妻と娘2人の4人家族。岡山白鷲高校を経て学習院大学経済学部にてマクロ経済、マーケティング論などを学ぶ。大学卒業後、産経新聞社に記者として入社。内閣府や東京証券取引所キャップ等を務め、政治経済の現場取材。著書に「関西経済大研究」「連人の世界」(産経新聞出版、共著)。趣味はテニス、スキー、高校野球観賞。資格:社会福祉士、介護職員初任者

自民党芦屋市議員  
〒659-8501 芦屋市精道町7-6 芦屋市議会  
TEL:050-3395-5027 FAX:050-3457-4872  
E-mail: kawakamiasae@gmail.com  
ホームページ: https://kawakami-asae.com

川上あさえ 朝栄 新聞 Vol.8 2021年秋冬号 自民党

### 防災用トイレ拡充へ、 衛生対策は急務!

災害時の避難生活の質に直接的に影響を及ぼすのがトイレです。阪神淡路大震災の時は、目安とされる「避難者100人に1トイレ」が芦屋市内の避難所にいきたるまで約2週間を要しました。東日本大震災の際、私は取材陣の1人として、岩手、福島、茨城県入りしましたが避難所にあるトイレの衛生状況は劣悪でした。国による、南海トラフ地震についてはマグニチュード8.9から9.0の確立で発生されることとされており避難所生活に余儀なくされる方は相当数上るとみられます。

### 災害時における トイレの確保状況は

【市の回答】  
排水管を利用したマンホールトイレを市内12カ所に整備し、組み立て式トイレを233は対応可能。それでも対応が難しい場合は、災害協定により仮設トイレを配備する。簡易トイレ用ポリ袋は7万個を準備しているが、不足が予測されるため、さらなる備蓄に努める。備蓄については、改訂する防災ガイドブックにも掲載SNSでも発信する。



災害用に活用可能な前中公園のトイレ

川上の意見  
市内公園や学校には井戸が設置されており、これを活用すれば、断水時でも衛生的な水洗トイレが設置できる。すでに実用化している自治体もあります。衛生的な衛生並みを誇る芦屋市だけに、ぜひ検討課題としてほしいものです。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	234																			
支出年月日	令和 3 年 11 月 30 日																			
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費															
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費															
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)																				
<p>2021年11月分 ASA 領収証 No. [REDACTED]</p> <p style="text-align: center;">福井 美奈子 様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>部</th> <th>金額</th> <th colspan="2">本体価格/消費税(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝日新聞 朝刊※</td> <td>1</td> <td>4,200</td> <td>3,818</td> <td>382</td> </tr> <tr> <td><b>合計</b></td> <td></td> <td><b>¥ 4,200</b></td> <td>8%対象 (消費税</td> <td>¥4,200 ¥311)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※は軽減税率対象品目 (内消費税等¥311)</p> <p>ASA 芦屋南 〒659-0026 芦屋市西蔵町2-17 TEL: 0797-22-6833</p> <p style="text-align: right;">ASA FAX: 0797-32-3854</p> <p>12月はいつもより 早めに伺います。 <small>毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。</small></p>						銘柄	部	金額	本体価格/消費税(参考)		朝日新聞 朝刊※	1	4,200	3,818	382	<b>合計</b>		<b>¥ 4,200</b>	8%対象 (消費税	¥4,200 ¥311)
銘柄	部	金額	本体価格/消費税(参考)																	
朝日新聞 朝刊※	1	4,200	3,818	382																
<b>合計</b>		<b>¥ 4,200</b>	8%対象 (消費税	¥4,200 ¥311)																
充当内容 (按分の計算方法)	新聞購入代(11月分) ¥4,200																			
その他																				

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。



政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	235				
支出年月日	令和 3 年 11 月 30 日				
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
<p>日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書</p> <p>松木 義昭 様</p> <p>「しんぶん赤旗」日曜版 * 1 930</p> <p>930 円</p> <p>2021 年 11 月</p> <p>日本共産党西宮・芦屋 地区委員会 〒663-8234 西宮市津門住江町5-11 TEL 0798-23-2281</p> <p>*印は税率8%</p>					
充当内容 (按分の計算方法)	930円				
その他					

- \* まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- \* 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- \* 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。